

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)377-4649

FAX(03)299-15367

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額500円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

大衆闘争で「協力法」粉碎を……………	2
憲法違反の「国連平和協力法」……………	3
——自衛隊の海外派兵を明記——	
「中東貢献策」を積極的に評価……………	9
——総資本の三つの基本戦略(一)——	
資料 ユニオン・リーダー調査についての中間報告(二)……………	12
昭電闘争で和解が成立……………	14
——一五年間ご支援ありがとうございました——	
書評 和氣誠著『高野長英と向坂逸郎に魅かれて』……………	17
読者からのおたより……………	18

旬刊 社会通信

NO. 453

一九九〇年二月一日

一九九〇年一月一日発行

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■ 巻頭言 ■

大衆闘争で「協力法」粉砕を

十月一九日、社会文化法律センター（伊達秋雄理事長）は左記の声明を発表した。
 「去る十月一二日第一一九回臨時国会に上程された国際連合平和協力法案に強く反対する。

同法案は自衛隊が海外において武器を携行し、部隊として参加することに本質があり、いかなる詭弁を弄しようと、憲法が禁止する自衛隊の海外派兵以外の何物でもない。

日本国憲法は、我が国が軍国主義の下、外国に軍隊を派遣して世界各国国民に多大な被害を与えたことを深く反省し、二度と我が国が国際紛争を解決する手段として武力を行使しないことを宣明した。

この平和主義の理念は、日本国民の間に定着した大原則であると同時に、国際社会に対する我が国の崇高な理念の宣言、国際公約である。

今回政府が憲法を公然と踏みじり、国連決議による要請を逸脱して多国籍軍への参加を企図し、再び軍隊の海外派兵に道を開こうとすることは、平和を希求する日本国民に対する信頼を損なうばかりでなく、アジア各国をはじめとする国際社会に対する背信である。

憲法を擁護し、平和を愛する法律家団体として、今回の法案はとうてい容認することはできない。政府に対し法案の撤回を要求し、法案成立阻止のために積極的にとりくむ決意である。」

同じ日おこなわれた自衛隊の海外派兵を許さない各界集会では、「政党政派、思想信条の違いを越えて平和憲法を守り、『自衛隊の海外派兵反対』の一点で共同の行動を巻き起こそう」との緊急アピールが発せられた。

こうした動きとともに、社会党も「国連平和協力法案」のねらいが、従来の『集団自衛権は憲法違反』という憲法解釈をうちこわし、『自衛隊の海外派兵を合憲』にし、憲法九条を完全な死文化にするという、実質的な改憲攻撃であることがはっきりした」との認識のもと、「自衛隊海外派兵反対合同闘争本部」を設置。「ダメなものダメ」と庶民の心を代弁する土井委員長を先頭に、大衆行動に全力をあげることを決定した。

それは(1)各県でも合同闘争本部を設置すること、(2)「横田基地包囲行動（十月二一日）、「国連軍縮日」（十月二四日）などを契機に大々的な街宣活動をおこなうこと、(3)「社会党フェスティバル」（十月二八日）での海外派兵反対アピールと第二七回護憲大会を海外派兵反対全国総決起集会として成功させることを中心に、署名活動、パンフレット等での宣伝活動、「海外派兵反対アピール運動」をおこなない、「海外派兵反対」一点にしほり、政府の枠をこえたより幅のひろい、ゆるやかな『海外派兵反対各界連絡会』、『護憲フォーラム』（仮称）をつくる」というもの。十月二六日には明治公園で緊急中央集会を開き、国会請願デモをおこなう。

いままとも重要なことは、大衆運動をおこなうことだ。統一地方選の日程も決まった。全力をつくし、大衆運動の力で、「国連平和協力量案」を粉砕しよう。

憲法違反の「国連協力法」

——自衛隊の海外派兵を明記——

憲法があぶない

中東の火花が、「日本の火薬庫」憲法問題に引火、今や大爆発寸前だ。日本国憲法は第九条で戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認をこう定めている。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

自衛隊が憲法違反の存在であることは明らか。その自衛隊は米、ソについて第三位の戦力をもつまでに膨（ふく）れあがり、一六日に国会に上提された「国連平和協力法案」では、自衛隊の海外派兵が謳（うた）われている。この法案の成立を許すことは、中曽根がバカの一つ覚えのようにくり返した「戦後政治の総決算」の一仕上げを意味する。しかも重大なことは、「中東貢献策」、「国連平和協力法案」とともに、「自衛隊は違憲。だから憲法改正を」との主張が、全国紙の投書欄に掲げられる雰囲気醸成され始めたことだ。小沢、中曽根らのねらいもここにあるのではなからうか。次の「毎日」一三日付の投書がその典型だ。

「私は政府が実施している経済的支援も、違憲の疑い十分だと思っている。まして通信、輸送業務の後方支援、いわゆる兵站（へいたん）業務は、作戦用兵の一部だから、違憲そのものと考ええる。憲法第九条は戦力の不保持、戦争放棄、交戦権を否認しているのだから、自衛隊は憲法違反だと確信している。私は自衛隊を合憲、つまり黒を白と言いくるめる頭脳を持っていない。」

もともと、日本国憲法は「平和を愛する諸国民の公正と信義」を信頼して作られたもので、これほど自立心の欠如と、他国に対する依存心の過剰な国は、世界でわが国だけだ。恥ずべきことではないのか。いま早急に実施することは、憲法九条を改正し、独立国にあさわしい「軍隊」を持ち、国連軍の一翼を担うべきだと思う」

軍備増強路線と平和憲法の衝突は必至。やがて国論を二分する激論が交わされずにはおこまいと思っていたが、突然、かつ一挙に自衛隊の海外派兵で憲法問題が大爆発することになるうとは。誰も考えていなかったのではあるまいか。

「憲法理念の推進」は海部をやめさせること

事態の意外な進展におそらく呆然自失の状況にあるのが、最高責任者の海部その人である。 「国連協力法」といったものをつくりたい。しかし、自衛隊を海外に派遣することは考えていない」と大ミエを切ったのが八月二十九日。上提された法案には自衛隊の海外派遣、隊員のみならず部隊の派遣すらが盛り込まれている。

この事態は海部が一国の総理を務める哲学、器の持ち主でないことを示す。さらに臨時

国会での所信表明演説の核心部分は――

「この法案に基づく国連平和協力隊は、自衛隊など公務員をはじめ広く各界各層の協力を参加を得て創設されるものであり、憲法の枠組みの下、武力による威嚇または武力の行使は伴わないものであります。この平和協力隊の創設は、日本国民が全力を挙げて達成することを誓った人間相互の関係を支配する恒久平和の確立という憲法の崇高な理念を一層、推し進めるものと確信します」(傍点引用者)。

というもの。自衛隊の海外派兵がどうして「憲法理念の推進」となるか。一日も早く現総理、そして彼を背後でくっっている小沢氏におやめいただくことこそ、「憲法理念の推進」となる。

戦前の教訓を忘れるな

かつてファシズム論にこったことがあった。それぞれに面白かったが、とりわけ強い印象を受けたのが丸山真男の古典的名著『現代日本政治の思想と行動』(未来社刊)だ。彼はニュールンベルグ裁判、東京裁判の議事録を詳細に検討し、日本ファシズムの特徴を三点にわたってめぐり出す。

「第一には、現実の所与性ということ。現実とは本来一面において与えられたものであると同時に、他面で日々造られて行くものなのですが、普通『現実』というときはもっぱら前の契機だけが前面に出て現実のプラスチックな面は無視されます。いかえれば現実とはこの国では端的に既成事実と等置されます。現実的たれということは、既成事実の屈服せよということにほかなりません。現実が所与性と過去性においてだけ捉えられるとき、それは容易に諦観に転化します。『現実だから仕方がない』というふうに、現実はいつとも、『仕方がない』過去のものです。……」

第二の特徴は現実の一次元性、とてもいいましょうか。いうまでもなく社会的現実ばかりわめて錯雑し矛盾したさまざまな動向によって立体的に構成されていますが、そうした現実の多元的構造はいわゆる『現実を直視せよ』とか『現実的地盤に立て』とかいって叱咤する場合にはたいして簡単に無視されて、現実の一つの側面だけが強調されるのです。再び前の例に戻れば、当時、自由主義や民主主義を唱え、英米との強調を説き、労働組合の産報化に反対し、反戦運動を起こす、等々の動向は一樣に『非現実的』の烙印をおされ、ついで反国家的と断ぜられました。……」

そう考えてくると自ら我が国民の『現実』観を形成する第三の契機に行き当たたらざるをえません。すなわち、その時々々の支配権力が選択する方向が、すぐれて『現実的』と考えられ、これに対する反対派の選択する方向は容易に『観念的』『非現実的』というレッテルを貼られがちだということです(傍点は原文のママ。一七二―一七五ページ)。

中曾根はかつて、「日本の国民性はナガレに弱いこと。ナガレをつくりだせばこっちのもの」と述べたことがあった。つまり、帝国主義段階での権力者が「歴史における個人の割合」を自覚することなく、権力者相互のもたれ合い、国民の側からの権力批判の乏しさが、あの軍部ファシズムをもたらしたと論じたわけだ。

今度の自衛隊の海外派兵、重大な憲法違反の過程も、丸山が論じ、危惧する姿を再びくり返しているように思われる。

「協力法」六つの大罪

「国連平和協力法」の議論は一六日から始まった。臨時国会は十一月一〇日までの三日間。この法案がいかにか憲法に違反するか、もしこの法案が成立するようなことがあれば、どのように「戦後政治の総決算」となるか、簡単に述べておこう。

「協力法」の構成 この法案は(1)総則(目的および言葉の定義)、(2)国連平和協力会議(構成とその権限)、(3)国際平和協力本部(構成とその権限)、(4)平和協力義務(実施計画)、(5)物資協力、(6)雑則(民間の協力)六章と付則(自衛隊法の一部改正)からなっている。法案の全文を資料として掲載したいのだが、紙面の関係で割愛する。ぜひ新聞などを切り抜き、目を通してもらいたい。

自衛隊の海外派兵 この法案の第一の特徴は、自衛隊の海外派遣を明記していることだ。それを定めるのが二二条(第四章)、ポイントは次のところだ。

「本部長は、平和協力隊が行う平和協力業務を実施するため必要があると認められるときは、防衛庁長官に対し、部隊等または自衛隊員を期間を定めて当該平和協力業務に参加させることができる。」

2 防衛庁長官は、前項の規定による要請を受けて当該平和協力義務に参加すること命じた部隊等に所属する自衛隊員及び当該平和協力業務に参加することを命じた自衛隊員を期間を定めて平和協力隊に派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣され、平和協力隊員として任期を定めて任命された自衛隊員(以下『派遣平和協力隊員』という)は、自衛隊員及び平和協力隊員の身分を併せ有することとなるものとする(傍点引用者)

隊員も部隊も 第二の特徴は前記のことと関連するが、自衛隊員個人だけでなく部隊まるごとの派遣をたくらんでいることだ。戦力とは、生産力が生産手段と労働力から構成されるように、兵器体系とそれをあつかう兵士からなる。ここに平和協力隊といながら、自衛隊の海外派兵そのものである本質がある。

身分は自衛隊員 第三の特徴は、自衛隊員の身分をそのままにし、派遣されることだ。新聞には「併任」との活字が躍り狂っているが、なんら意味のない言葉であることは、二二条の三項を一読すれば明らかだ。

海上保安庁も海外派遣 第四の特徴は、海上保安庁の船舶、人員の海外派遣をも、二二条(第四章)で次のように明記していることだ。

「本部長は、平和協力隊が行う平和協力業務のうち海上保安庁の船舶(当該船舶に搭載される航空機を含む)によって行うことが適当なものとして政令で定めるものを実施するため必要があると認めるときは、海上保安庁長官に対し、当該船舶及びその乗組員たる海上保安庁の職員を期間を定めて当該平和協力業務に参加させるよう要請することができる。」

これは、かつてプルトニウム輸送で海上保安庁の艦船が海上自衛隊かの議論の末、立ち消えになったことがあったが、これらの経験をくんで忍びこませたものであろう。

無制限の海外派兵 第五の特徴は、「国連協力法」と名付けられているが、国連の行為とはまったく無関係なことだ。いつでもどこでも国連を利用して派兵できる途を開いていることだ。第二条(第一章)の第一項(国際の平和及び安全の維持のための活動)がそれだ。

「国際の平和及び安全を維持するため国連が行う決議に基づき、またはその決議の実効性を確保するため、国連その他の国際機関または国連加盟国その他の国が行う活動を行う」

これではアメリカが国連を強制しておこなう活動、また日本がアメリカに強制されおこなう活動等、その定義はきわめて不明確だ。憲法のように誰が読んでも自明な条文が、なくしつづ的に改悪されているのだから、この条文では次から次へと拡大解釈され、憲法はすべて空洞化されることになろう。

自衛隊法も改悪 第六の特徴は、付則で、自衛隊法一〇〇条の六を新設。一部改正していることだ。

「第一〇〇条の六 長官は、国連平和協力本部長から、国連平和協力法第二一条の規定による要請があった場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において国連平和協力隊が行う同法第二一条第三号に規定する平和協力業務に部隊等また隊員を参加させることができる」

これは、自衛隊法改正案を国会に提出せず、同法を変更するということも姑息なやり方だ。

ジャーナリズムはこの法案の問題点をさまざまにつたえている。「協力法」は憲法違反の悪法案なのだから、問題をあげればきりが無い。

自民党協力者も危惧

しかし問題点はこれにとどまらない。平和協力業務として、(1)国連平和維持活動、(2)平和協力業務、(3)海外派遣、(4)物資協力等があげられているが、その「実施計画」は別途閣議決定するという。「中東貢献策」そのものが憲法違反であることは、第四五一、二号にも明らかだが、十月八日付「日経」では、近代経済学者の重鎮の一人である小宮隆太郎氏もこう述べる。

「日本の武力不行使の原則は、単に憲法上の問題にとどまらず、歴史的経験に基づく『国是』国家としての基本方針である。国際危機に際して遠隔地への展開能力を持たない日本が、軍事面をはじめ、輸送協力、医療チームの派遣などについて緊急に対処できないのは当然である。」

こうした観点に立つと、まず日本政府の『中東貢献策』のうち、いわゆる『多国籍軍』への資金援助は異常なことに見える。国連はイラクに対する経済制裁と、そのための海上・空域封鎖を決定したが、陸上部隊や空軍の配備については何も決めておらず、それは関係諸国の自主的判断で行われている。

多国籍軍への資金援助は、まだ最終的にだがどのように使うものなのか明確にされていないが、『軍』の費用を賄う一種の『軍事援助』であることは間違いない。

日本は国際紛争の解決のために武力を行使しないと誓っているのに、他国の軍事行動を援助する資金を供与するのは、基本的に矛盾している。武器の購入や武器爆弾の輸送に使われるかもしれないカネを出したのでは、日本が誇りにしてきた武器輸出禁止政策は水泡に帰す。」

とりわけ、今後、問題を噴出させそうなのが、平和協力業務の概念規定であろう。

自民党内でも激論

小宮氏といえは、政府自民党の政策立案過程に強くかかわってきた人だ。その人が強く批判する。自民にすれば中東、「人質」をテコに強行突破ということだろうが、この重大な憲法違反は、「三点セット+α」による支持基盤の動揺を一挙に崩壊させることも予想される。「戦（いくさ）で人を殺すのを商売とするのが軍隊」。その軍隊の兵士、将校ですら突然の「戦場への派遣」にとまどいを隠していないのだから、自民党の代議士はともかく国民は自民党に「血の臭い」を感じるだろう。こうして自民党離れはつづく。自民以上に「出兵」を主張する民社が消滅するのも当然であろう。

今度の出来事は自民党内にも矛盾が深まっていることを如実に示した。長老が慎重派、若手が強硬派との色分けだが、それをもっとも象徴的に示したのが、十一日夜の自民党の総務会だ。「日経」はそこでのやりとりを次のように伝えている。

「西岡総務会長 本来なら国連平和協力量案の要綱を出すべきだが、ご迷惑を掛けています。」

坂本官房長官 迅速に法案化したい。

藤尾正行氏 「ハイ、了承しました」とは言えない。国民に分かってもらえない姿にして出すのが務めだ。

後藤田正晴氏 国連平和協力量案は平和維持活動に限定すべきだ。自衛隊はオーバーシー（海外）を想定して作られていない。補給艦が海外へ出て、本場に役立てるのか。

浜田幸一氏 血を流さない日本が（国際社会に）生存できるか。

後藤田氏 二度と昔の道を歩ませたくない。平和を守るためにこの法案が出てきているのだ。

原田昇左右氏 現実的にみて早急にやる必要がある。かなり試行錯誤したと聞くが、今考えるとベストだ。賛成する。

伊吹文明氏 総裁と四役が協議し、この辺まで踏み込むと一致した以上、従いたい。

鯨岡兵輔氏 これまで守ってきた憲法が崩れるのが心配だ。この要旨に沿って法案をつくり、野党の攻撃に耐えられるのか。野党の質問や自民党内の論議に耐えられるものでなければならぬ。

西岡会長 政府は総務会の意見を十分に反映し、法案づくりを進めて欲しい。」

参院の動向がカギ

国会は十一月一日まで。しかも参院では自民が劣勢だ。その会派構成は自民一二三、社会七三、公明二〇、共産一四、民社一〇、連合一二、参院ク四、無所属五、欠員一（愛知。補選投票日は十一月四日）の二五二名。過半数は一二七名となる。

同法案に賛成なのは自民と民社で一二三。他方、反対の社共は八七。これに連合、参院ク、無所属が加われば一〇八。参院の帰趨を決めるのが公明の二〇になる。その公明の方針は(1)法案は時限立法、(2)併任反対とのゆるやかなもの。公明の動向が注目される背景だ。現代は激動の時代。あらゆるものが変化している。従来の数合わせという手法が通用するかどうか。法案反対の声は、自民、民社両党からも噴出しているのではないか。

「連合」も苦しい局面に

労組では当然、「連合」の動向が注目される。山岸氏の個人的見解は、「いかなる手段、形態であれ、自衛隊の派遣、派兵につながることは反対」（十月二日の記者会見）というもののだが、十月一日の三役会議では――

「1、日本政府は、日本国憲法を遵守しつつ、集団的自衛権の発動とならぬよう、又、国連決議に従って行動することを基本原則とすべきである。

2、国連平和協力隊なものについては、その必要性を認める。この前提としては、上記一項の基本原則に立ち、あくまで、非軍事・非武装の枠内で対応すべきである。

3、以上の立場から、『連合』は臨時国会での論議に重大な関心を持ち、必要に応じて見解を明らかにしていく、等。」

と、ポイントがずれたものだ。前号の分析にもあったように、「連合」内の政治潮流はまことに複雑、矛盾が予想以上に拡大している。一〇月二〇日付「毎日」は、「揺れる連合」灰色「見解―自衛隊派遣」で意見割れ」と、次のように報じたことにもあらわれている。

「自衛隊の海外派遣をめぐって連合内は社会党支持の旧総評系組合と民社党支持の旧同盟系組合の二つに割れ、揺れている。十八日開かれた中央執行委員会は『連合発足以来の活発な論議』になったが、意見はまとまらず、結局『組織分裂を避けるため』自衛隊には触れない『見解』を了承、連合の抱える危うさを浮き彫りにした。

議論は十一日の三役会議でまとめた『国連平和協力的なものの必要性は認めるが、あくまで非軍事、非武装の枠内で対応すべき』という『見解』をめぐって起きた。

出席者によると、都市交通労組（旧総評系）の久保正委員長が口火を切った。『平和協力的なものというのは自衛隊派遣に道を開くのではないか。この見解では連合に期待できないと思われる』と十分以上も国連平和協立法案に対する反対論を展開。続いて私鉄総連（旧総評系）の田村委員長も『苦勞してまとめたのはわかるが、連合はもっと積極的に対応すべき』と主張。

これに対して全化同盟（旧同盟系）の田中良一顧問が『自衛隊派遣に賛成。平和のために協力隊として行動すべき』と反論した。

このほかにも『賛否両論あるのだから『見解』を出す必要はない』などの意見が出て、議論は一時間にも及んだ。

最後に山岸章連合会長が『賛否両論があつて決着がつかない。いろいろな意見があるだろうが、分裂を避けるにはこの見解が最大公約数ではないか』と、組織維持を前面に出してまとめた」

問われる社会党の存在価値

一六日からの国会討論では、政府答弁のあいまいさが目立つ。これでは参院はおろか衆院の通過すら容易ではあるまい。

それにしてもジャーナリズムでの論議にたいし、運動がいかに少ないことか。小沢は「海外派兵は合憲といえは、即辞職だった。世の中も変わった」とどこかでしゃべっていた。社会党の存在価値が問われるのはいよいよこれからである。

「中東貢献策」を積極的に評価

——総資本の三つの基本戦略(一)——

世はまさに大激動期、階級情勢は根本的に変化。これまでの常識が通用しなくなったことは、独占資本家階級として同様だ。一九六〇年代まで財界といえば、経団連の同義語だったが、今では経団連の影はすっかり薄くなった。一九八〇年代以降、日経連が経団連にとつて代わったといっても過言ではあるまい。それを象徴する出来事が、「工光臨調」といわれた三次行革審の長に、日経連会長が座ったことだろう。

こうして現在、独占資本家階級の総路線をもつとも雄弁に語るのが日経連である。

危機感深める日経連

独占資本家階級は、いま心安まる暇(いとま)があるまい。

第一、景気は絶好調。ということとはあとは下がるだけの状況にあること。

第二、株価暴落。財界の理論家をもって認ずる人は、異常さが是正される過程。けっこうなこと」と強気だが、株価は景気動向を暗示する。

第三、支配階級内部の矛盾の激化。日経連と経団連の対立、相克が強まっているのが、その何よりの証明だが、降ってわいたような中東の事件。それに触発され大爆発寸前の憲法九条問題は、独占資本家階級ばかりか、彼らの政党である自民党内の亀裂を深める方向に作用しよう。

第四、独占資本家階級内部の悪らつな儲け主義。リクルート、そして住友銀行事件は氷山の一角にすぎない。

第五、アメリカが不況色を強めていること。「世の中変わったな」と強く感ぜさせられるのが、「有事のドル」のドル安だ。中東の事件の勃発とともに円はウナギ昇り。一二八円台に入った。

諸外国で情報収集の元締めといえばCIA、007で有名な秘密情報機関、外務省だが、日本では商社を中心とする財閥系企業、彼らは利殖を旨とするから、そのかぎりで世界の動きに政府、外務省より敏感だし、政権党の維持・存続を願う気持ちは、官僚よりもはるかに強い。

現在、世界情勢のゆくえは、だれもが予想できない状況にある。それだけに「楽しい時代の到来」というわけだ。この「楽しい時代」をわれわれのものにするために、われわれ自身が戦略方針をもつことがぜひ必要となるが、ここでは日経連の総路線をみておこう。

総資本に三つの戦略

日経連は「危機」を強調する。だがそのわりに「危機感」は薄い。総評解散、「連合」結成の余裕であろうか。「連合」が「日経連とはパートナー」を救愛しているさまについては前号で述べた。

総資本の総路線は三つである。第一に、「国際国家」日本をめざす国内体制の整備。第二に、自民党一党体制の追求。第三に、職場の安定帯の追求だ。

この総路線は日経連の誕生以来、少しも変わらない。それも当然だ。というのは、現在

の日本が資本主義であることをやめたわけではないからである。以下、日経連のトップセミナーにおける鈴木会長の基調講演にこれをみよう。蛇足ながらつけ加えれば、一九七四年以来恒例の『労働問題研究委報告』は、このセミナーの報告にもとづいて作定されているから、すでに前哨戦が始まっている来春闘の日経連の『報告』の内容を知るうえで、ムダではないと思われる。

ソ連・東欧に注目

まず「国際国家」日本をめざす視点だ。昨年来、独占資本が危惧し、注目する動向は三つある。

一つは、ソ連・東欧圏のゆくえだ。この問題はわれわれにとつては悩みの種だが、日経連にとつては政治的には大歓迎しながら、経済的には不安が強いということのようだ。具体的にはこうである。

「二十世紀の最後の十年に入り、世界は激動の時期を迎えた。とりわけ昨秋以来の社会主義圏の変化はまさに劇的であり、しかもその方向は、不可逆的なものである。これら東欧諸国は民主化に向け、政治面で日ごとに新たな進展をみせている。確かに政治というものは、国民が決断し指導者が動けば急速に変わることができる。だが経済改革はそう急にはすまない。

その一方で、東欧の国民の中には政治が変われば経済も良くなるという期待が強い。しかし、急激な経済の自由化がインフレを起こしつつあるという報道もあり、経済改革の遅れに起因する混乱は避けられないと考えられる。こうした背景から東欧諸国は、日本はじめ先進主要国のさまざまな援助に期待を寄せているが、単純な経済援助が事態の根本的な解決になるとは思われぬ。

従来ともすればわが国は、大幅な経常黒字を活用した経済援助という発想に傾きがちであったが、いま本当に必要なのはカネではないことに気づかねばならない。援助対象国の経済発展のための社会体制づくり、その実現に向けた人材育成への協力が基礎条件として不可欠となっている。それを考えず援助しても、それは経済発展の原資にはならないのである。」(傍線引用者)。

東欧の経済再建はまことに多難。経済動向しだいでは、再び政治的激動が引き起こらなるともかぎらない。物価高騰、失業者の増大に、財界の老人連には、第一次世界大戦、第二次世界大戦の引き金が中欧、東欧であったことにある種の予感を覚えているのではあるまいか。

二つは、ますます采化し、矛盾を深める日米貿易摩擦だ。それにとまなう日米構造協議が、国内政策干渉にまでおよんでいることは読者も周知の事実である。農業・大店舗の自由化は既定の事実。全面的な規制緩和も時間の問題だ。だから、日本国内の経済体制をみると「国際国家」にふさわしくない面があるところ述べる。

「一方、経済面でもいくつかの問題を抱えている。その第一は、内外格差がなかなか解消しないことだ。また、土地・住宅問題も異常である。『家なき子』や『流浪の民』では、豊かさやゆとりは感じられない。

ゆとり、豊かさの問題には、労働時間の問題もある。時短は必要だが、それは働かなくていいということではない。効率よく働いて有効に余暇を活用しようということである。

同時に、いわゆる会社人間といわれるような生活態度から、もう少し家庭を重視するように生活のあり方を変えるべきではないかと思う。家庭がきちんとしていなくては会社がきちんとしていたためしはない。

私はいま勤労者に家庭重視、家庭の団らんに価値を見い出すような生活態度に帰ることを期待したい。

わが国経済は景況を持続しているが、労働力不足が一段と深刻だといわれている。その一方で高齢化が進み、高齢者の雇用問題も深刻といわれている。

人手不足については絶対的なものではないと思う。日本国内には海外にくらべ価格が大変高いものがある。日本の国内の諸外国にくらべかなりコスト高の部分があるからである。国内ではほぼ似たような賃金を払ってコスト高ということは、その部分は生産性が低いということである。ならばその部分の生産性を上げれば人手は出てくる。

日本経済の中には生産性の高い部分と低い部分とが混在している。その理由のひとつには、自由競争にさらされたところは生産性が高くなり、政府が保護したところは生産性が低い部門として残ってしまったということがいえるように思う。

農業問題、流通問題などは、こうした観点から指摘してきているものである。確かにこうした構造問題を指摘しても、いまずぐに人手不足が解消することはないと思う。しかし、こうした視点を持っていないと、われわれの進むべき正しい方向を見誤る恐れがある。

一方の高齢化問題では、高齢者雇用の促進が客観的にみて明白な重要課題であれば、企業、高齢者本人、そして社会全体がそれぞれに意識を改革する必要がある。

まず企業は、若年中心の雇用体制を変えていくべきである。高齢者が容易に効率的な仕事ができるような機械、器具の開発なども積極的に考えるべきであろう。高齢者自身は、自分の能力の客観的な評価を身につけねばならない。一方、社会のあり方も高齢者に多様な就業の機会やボランティア活動などさまざまな活動の機会を提供するシステムをビルトインしたものに変わっていく必要がある。」

三つは、「冷戦構造」後の新たな世界秩序の構築だ。日本が政治的イニシアチブを発揮できる要素はまったくない。朝鮮半島で金丸が社会党をまきこんでハッスルしているが、田中の訪中のようにいくのかどうか。自民に頼りながら、自民党を信用していないのが、現在の日経連。彼らは自民党の「若手」にこう発破をかける。

「国際平和の面でも日本は、積極的な役割を果たさねばならない。」

東欧情勢の激変は、東西対立の構図を崩し、『平和な地球』への条件をおおきく整えた。だからといって、ただちに国際紛争がなくなるわけではなく、イクラ・クウェート紛争のような局地紛争が今後も起きていくかも知れない。しかし、こうした紛争をミニマムなものにする条件整備は前進したのである。

このように激変する世界情勢の中でわが国も、先進主要国の一員として新たな世界秩序の中で積極的に役割を果たすのは当然のことである。従来、日本は国際社会で受け身で行動することが多かったが、もうそれではすまない。国際的な場での調停者として積極的な役割を期待されているからである。今後は実績を積み重ね、経済力に加え行動力を身につけねばならない。それが国際的に信頼され、信任される国家への道である。」

資料 ユニオン・リーダー調査についての中間報告(二)

どのような運動経験を持っているか

争議の経験では、「ない」が五五・七%と半分以上を占める。争議経験のある人では、「数回の経験がある」が三〇・五%、「一〇回前後の経験がある」が四・八%、「かなりの数を経験した」が七・九%と分布している。争議経験の有無に単純化して言えば、経験ありが四割強(四三・二%)、経験なしが六割弱で、年齢別に見れば、年齢の高さと経験の多さとの相関が極めて高い。所属単産では、情報通信労連、運輸労連、合化労連などで争議経験者が多い。これをJ・C系とそれ以外で見ると、争議経験「ない」が前者では六六・九%、後者では四八・二%になっている。

労働委員会(中央・地方を問わない)の労働側委員の経験については、「ない」が八六・三%と、九割近くの人が経験していない。「ある」は二一・五%で八人に一人の割合になる。組織段階で言えば、最も多いのが地方連合の三五・〇%で、次いでその他の組織が二八・六%、連合本部二六・七%、単産地方本部一八・九%の順になっている。最も少ないのが、大産業別共闘・協議会で六・七%である。

産業別レベルの労使協議会での労働側委員の経験では、「ない」が五六・三%、「ある」が二五・九%、そもそも「労使協議会がない」が一六・九%となっている。逆にみれば、労使協議会のあるところが八三・一%になり、かなり労使協議会の制度は存在していることがわかる。また、全体の四分の一以上の人は労使協議会の委員の経験があり、企業連および企業グループ労協・労連では特に多く、四割弱に上っている。

政府の審議会などの諮問機関委員の経験については、「そのような経歴はない」が八五・六%で大半を占める。「現在そうである」が八・八%、「かつてそうであった」が四・八%で、一三%程度の人は経験している。年齢との相関も高い。

地方自治体の審議会などの諮問機関委員の場合、「そのような経歴がない」が六三・一%で、ここでも過半数を占める。「現在そうである」が一八・九%、「かつてそうであった」が一七・一%である。政府の審議会委員の経験よりも、身近な地方自治体での委員の経験の方が多くなっている。

労働組合以外の経済・社会団体の役職の有無については、「持っていない」七三・一%、「持っている」二五・五%と、約四分の三が持っていない。

海外渡航の経験の有無については、「ある」が九〇・七%と九割以上を占める。「ない」は八・五%である。年齢別にみてもそう大きな差はなく、四〇代後半で「ある」がやや多い。これは、観光旅行などの「海外渡航」も含めて回答されていると思われるが、それにしてもかなり高い数字だといえよう。組織段階では、単産地方本部(八四・五%)、単組支部(八八・五%)がやや低く、大産業別共闘・協議会(二〇〇%)、企業グループ労協・労連(九七・七%)で高くなっている。

国際労働組合組織の役職員あるいは国際交流活動の経験の有無については、「役職についていた経験はないが、国際交流活動へ参加したことがある」というのが六二・二%で最も多く、半分以上の人が国際交流活動に参加している。今歳労働組合組織の「役職についてい

る」は三・七%、「役職についていない」が三二・八%となっている。他方、「所属組合・単産が加盟していない」は一・五%で、極めて少ない。「トレード・ユニオン・プログラム」など海外の大学や労働組合への留学の経験については、九七・二%が「ない」と答えており、「ある」は二・一%にすぎない。

企業のキャリアはどうなっているか

企業に就職してからの年数については、「三〇年以上」が最も多く、三八・三%、次いで「二五～二九年」が二六・四%、「二〇～二四年」一六・六%、「一五～一九年」の一・三%となっている。「三〇年以上」をヤマとして後半になるにつれて多くなる。「就職したことがない」は一・八%にとどまっている。

在籍企業の勤続年数も年数の長い方が多い。「三〇年以上」が二七・六%、「二五～二九年」が二四・六%、「二〇～二四年」が一七・五%と在籍企業での就職年数に対応して多くなっている。

在籍企業で最初に配属された部門では、最も多いのが現業部門で五四・七%、次いで技術・研究部門が一五・三%、営業・販売・サービス部門一二・〇%、事務部門一・〇%となっている。半分以上が現業部門である。年齢が高くなると、最初に現業部門に配属された人の割合がやや増える傾向にある。営業・販売・サービス部門では、三〇代までの層でやや多い。人事・労務部門は三・一%だが、従業員全体の部門構成の比率からすれば、必ずしも少ないとは言えないかもしれない。

この人事・労務部門を組織段階別に見ると、比較的多いのが企業連の七・四%、企業グループ労協・労連の六・八%、大産業別共闘・協議会の六・七%である。他方、連合本部や地方連合では一人もいない。

在籍企業で最初についた職制では、まず「職制についたことがない」が二九・六%で、七割以上が職制についた経験を持っている。これらの人についてみると、現業部門が三五・七%、技術・研究部門が一〇・五%、営業・販売・サービス部門が一〇・一%、事務部門が八・五%となっており、最初に配属された部門に比べれば、職制についたことがない人の分だけ各部門で減っているが、特に現業部門での減少の割合が大きい。現業部門では、職制につかないまま、組合の役員としてキャリアを積んでいくコースが予想される。ここでも人事・労務部門は二・三%であり、組織段階別に見た傾向も、最初に配属された部門の場合とよく似ている。

在籍企業でついた最も上級の職制の部門については、「職制についたことはない」という回答が三二・二%で、前問への回答と比率が異なっている。最も多いのは、現業部門の二七・八%、次いで技術・研究部門の一・八%、営業・販売・サービス部門の一・四%、事務部門の九・二%、人事・労務部門の二・七%となっている。

解雇の有無については、「ある」四・二%、「ない」が九四%となっている。「ある」は五〇代後半、六〇歳以上の人に見られる。単産別では、JR総連（二七・八%）、金属機械（一六・〇%）、合化労連（一一・五%）で、解雇歴のある人が比較的多い。JC系とそれ以外との比較では、いずれも小さな数ではあるが、解雇経験「ある」が前者で二・六%、後者で五・二%と一応二倍の数になっている。（つづく）

昭電闘争で和解が成立

——一五年間ご支援ありがとうございました——

一五年という長期にわたって昭和電工不当配転・不当解雇撤回裁判闘争にご支援いただき、大変ありがとうございました。私たちは、一九六七年一月の提訴以来、たたかい続けてきました。裁判は一九八八年秋より職権によって和解交渉が進められてきましたが、九月一四日会社側と合意が成立しました。

勝利的和解をかちとる！

今回この和解について、被解雇者全員の解雇を撤回させることができたことと、二名の千葉工場復帰をかちとったことをあまえつつ、和解金二億八六〇〇万円についても、訴状請求金額を上回り、これまでの解決事例と比べても配置転換・解雇事件としての水準が高いと言えることから、私たちは勝利的和解ととらえています。その要旨は次のようなものです。

- 一、全員懲戒解雇を撤回する。
- 二、一四名の解雇者の内、六名の職場復帰を認める。
- 三、六名の職場復帰者の内、二名は千葉工場復帰を認める。
- 四、八名は円満退職とする。
- 五、会社は和解金として、二億八六〇〇万円を支払う。

原告団一六名が一人の脱落もなく一五年間たたかい続けてきました。その結果、粘り抜いたということと和解をかちとってきたと受けとめています。勿論これは私たちだけでかちとったものではありません。地域共闘の力の賜物であります。とりわけ一九八八年から東京総行動に参加し、それまでの千葉規模、昭和電工規模のたたかいから、全国規模、東京地評・国労・多数の争議団との共闘規模のたたかいに発展し、本社抗議行動などを具体化してきたことが大きな弾みになりました。これで私たちは守勢から対峙、さらに対峙から一歩、多少なりとも前に踏み出しました。こうした中で全国の労組での物資販売、カンパ、署名等の協力、昭和電工内の労組や活動家の支援も大きいものがありました。弁護士や専門家の力も加わったこの共闘が、この和解を引き出したと考えています。

争議の起り

昭和電工は日本で初めてアルミ精錬を事業化した会社ですが、海外への進出もいち早く進めています。また国内に増設の余地を残していたころ（一九六七年頃）から海外進出計画を立て、国内における増設は実質的に一九七〇年ストップしました。一九七五年の不況の機会にはアルミ産業の再編成、国内スクラップに向けて大きく動きました。千葉工場を昭和電工から分離・別会社化し、第一電解を停止、二〇〇名を全国の工場や子会社に配転・出向させるという大合理化の中で、強制配転・解雇という事件が起きました。

この時、労組と昭和電工の間で、当然のことながら配転・出向問題に関する労働協約（確認書）が結ばれました。それは多くの労働者が、勝手に配転・出向させられたのではたま

らないという不安が高まる中で、御用組合と言えども譲るわけにはいかなかったこと、私たちも職場の中、労組の機関で精一杯主張しました。

結果として「配転は強制しない」という協定が成立しました。労組はその秋の定期大会（一九七五年一〇月）で、「強制配転が出され、もし、それを拒否して解雇された場合には労組は組織の勢力をあげて、その人を守る立場に立つ」と言明し、全組合員に約束しました。

しかし、現実には当時、千葉工場一三〇〇名の労働者の中から約二〇〇名を配転するという状況の中で、活動家に攻撃が集中して現われました。こうした状況の中で柳川正夫君ら三名の強制配転が出され、拒否し、解雇されました。その後も会社は配転・出向はもとより、指名休業、四度のわたる希望退職、他社出向、工場敷地・住宅売却などを、「大の虫を生かすため」、「工場再建・雇用確保」という名目で強行してきました。こうした一連の合理化のなかで、合計一四名の仲間が配転拒否で解雇、業務上認定腰痛り病者一名が強制配転されたのです。

闘争の目標と裁判の争点

活動家狙いうちの配転攻撃に対し、労組は「強制しない」という協定（労資確認）を反故にし、たたかいを放棄してしまいました。私たちは不安と動揺にかられました。しかし、このまま黙っていたら千葉工場に働く全ての労働者がやられてしまう。たたかうほかはないという危機感と決意から、今後のたたかいかいとして裁判闘争の道を選びましたこれをきっかけに、千葉工場の全ての良心的活動家を結集して「昭和電工千葉不当解雇撤回裁判闘争委員会」を結成しました。その基調には労働組合の強化なくしては裁判闘争勝利はないし、強制配転・解雇を阻止できないと考え、「労働組合強化」をかかげました。

裁判闘争の争点は、①労働契約に違反―千葉工場で働くということと採用され、本人の同意なき一方的異動はできない、②労働協約に違反―七五年の合理化時において、「配転は強制しない」と約束された、③不当労働行為―組合のなかの働く者の立場に立つ良心的活動家を排除した、ことの三点で争ってきました。

これらの昭和電工の不当性を、大量の証拠や証人によって白日のもとにさらけだしました。

敵より一日長くたたかう決意と準備

闘争の初期、財政づくりは困難をきわめました。職場の労働者にカンパを頼んでも「配転はしないのはワガママだ」「サラリーマンに配転はつきものだ」という会社の思想攻撃が展開される中で、思うようにはすすみませんでした。労働組合は「やつらは反幹部闘争で、組合の決定を無視している」という宣伝を行い、千葉県下に支援の輪が広がるのを妨害しました。

こうした双方からの妨害をはねのけ、私たちはザリガニを捕まえて団地で売ったり、野菜やかつおの行商、ラーメン屋の皿洗い、ペンキ屋のアルバイト、市の交通量調査など、金になりそうなものには手を出しました。見事に失敗したこともありましたが、

いろいろやった結果、結局大衆に依拠するしかない、職場大衆カンパ、主に県下・関東地区労組への物販活動を強めてきました。

家族の理解と協力を得るために、レクリエーションを中心に、日頃のぐちななどを言い合える場をつくってきました。具体的には春と秋には家族運動会、夏は海水浴を兼ねてキャ

ンプ、ハイキング、餅つき、スケート交流、忘年会などを取り組んできました。その交流を通じて家族のきずなの深まり、子供同士が仲の良い友達になり、原告団同志の団結の強化につながりました。

その後、主婦会をつくり、月一程度の集まりをもち、ぐちのこぼしあいから始まり、配転の悩みなどが出されるようになり、第四次原告の配転攻撃が出た時には工場前でのピラマキに参加するようになりました。集会なども積極的に受け持ち、東京での行動にも参加するようになり、闘争を支えてきました。こうした家族の協力は闘争継続の大きな力になりました。

裁判に入った当初は怒りに燃えて「長期闘争をたたかい抜くぞ」と決意しても、一〇年以上の歳月のながれの中で決意や怒りは次第に薄れてきます。だからこそ私たちは繰り返し繰り返し「そうさせているのは誰なんだ」「昭和電工資本から受けてきた仕打ちを許せるのか」を討論してきました。

そのなかで「裁判は長い。できることなら早く決着をつけたい。しかし、ここまで来た以上悔いのないたたかいたい」という意志統一を図ってきました。そういうことのできる定期的な学習・討論の場をかかさずもってきました。

また、自分たちだけの中で物事を見るのではなく、全国の仲間と交流し、そのたたかいから学びました。

職場はどうなってきたのか

昭和電工資本は一九八六年二月四日の深夜、昭和電工に唯一残っていたアルミ精錬工場である千葉第三電解の火は、労組支部執行部の合意を得るや、直ちに整流所の電源スイッチを一気に切るといふ暴挙によって停止されました。一挙に職場をなくされてしまい、希望退職によって一一一名、配転によって七六名（うち単身赴任者二六名）が工場から追い出され、わずか一一〇名の工場になってしまいました。

徹底して人減らしが行なわれたために、その結果要員不足が生じ、会社はその補充はせずに休日出勤や四時間の早出、四時間の残業で対応するというまったくの無策ぶりを露呈しました。現場や再建千葉労組からの強い要員要求に対して、協力企業員の配置はしたものの、要員不足は一向に改善されていません。職場は高年齢化が進み、平均年齢が五〇歳という職場もあり、要員対策は今後も引き続き重大な課題です。

一五年間たたかってきて良かった

この和解によって、職場復帰する者、自主退職せざるを得ない者にと、進む道が別になりました。復帰する者でも、元の千葉工場に戻る者、配転先に戻る者、配転先にそのままの者というように各人各様です。また解雇された日も一〇年間の開きがあり、これもまちまちです。

従って一様に論ずることは難しい面がありますが、とにかくこの一五年間、原告団が一人の脱落もなくたたかいた抜いたことは全員が誇りに思っています。原告団全員の職場復帰は果たせませんでした。一定の成果を獲得し、なおかつ足並みを揃えて闘争を集約することができたということで、全員が「たたかってきて良かった」と総括をしています。

そして、この闘争の中で学んだことを今後の運動の中に生かしていくことが、この闘争を本当の意味で総括したことになります。今まで寄せられた多くのご支援に報いるためにも、それぞれ新たな戦線で頑張ります。今後も変わらぬご指導をよろしくお願い致します。

書評 和氣誠著『高野長英と向坂逸郎に魅かれて』

歴史のダイナミズムを彷彿

今日（こんにち）ほど歴史が身近に感ぜられるときは、近來まれなのではなからうか。第二の「明治維新」ともいうべき、一九四五年八月十五日を意識をもつて迎えた人たちは、年齢（よわい）七〇を越える。彼らは新しい日本とは民主主義日本、社会主義日本をつくることと、社会主義世界体制の成立に勇氣百倍したにちがいない。

権力機構は崩壊、旧世代は近衛、東條に協力という図式のなかで、「労農派」、共産党、そして戦争に駆り出され九死に一生を得た若い世代が、一挙に日本をつくる力として世に躍り出た。山川均、向坂逸郎、そして岩井章をはじめ灰原茂雄、塚元塾義といった人びとである。

和氣誠氏の著作『高野長英と向坂逸郎に魅かれて』は、歴史のダイナミズムを彷彿（ほうふつ）させる。向坂先生と私がはじめて会ったのは一九六九年、その眼に強い印象を受けた。向坂先生の眼はじつに優しい。だが、ウソは瞬時に見抜く、そんな眼だった。「この人にはウソはつけない」と思ったものだ。

それ以来、先生がなくなるまでの約一五年間、和氣さんとともに身近に生活した。先生は人使いが荒かった。深夜十二時ちかくまで油断できなかった。電話で招集がかかったからだ。妻は、よく「先生から電話があると、滝野は直立不動でハイ、ハイなんですよ」と語ったものだ。非常呼集を受け「スワ何事か」とおっとり刀で駆けつける私だったが、話はフルトベングラー、ベラスケス、「赤いチョッキの少年」に及ぶことも多かった。

NHKの大河ドラマは司馬遼太郎の「翔ぶが如く」を放映している。チャンネルを一回合わせたが雰囲気はどうも合致せず、それ以来みたことはない。主人公は徳川幕藩体制打倒に功のあった西郷と「維新」政府確立の立役者だった大久保利通。先生は利通をたいへん高く評価していたように記憶する。それと高野長英だ。

ある日、先生と歴史の四方八方（よもやま）話のおり、松陰におよんだ。先生は「松陰がペリリとともに訪来し、エンゲルスに会っておれば。松陰は勉強家だったから、マルクス主義を学んできたかも」と語ったことがあった。吉田演次郎こと松陰は私の大好きな人物。それ以来、資料を集め読み、なんとか「松陰論」をものにしたいと思ったものだ。

私は松陰だが、和氣さんの関心は長英。本書は従来協会の出版物らしくない著作だが、著者のいいたいことは、「長英も向坂逸郎も、じつさいの日本の夜明けを見ることはなかった。が、こうした努力のうえに日本の近現代史はつみかさねられてゆく。長英が、『三兵衛答古知機（サンペイタクチキ）』（当時オランダで出版された軍事戦術の著の翻訳・評者）翻訳などを通して、世に西洋事情を知らせようとしていた時代から、ちょうど百年あとの一九四八年、向坂逸郎は『共産党宣言』刊行一〇〇年を記念して翻訳を企て、一九五一年一月一二日おおよけにした」という一節であらう。

長英は蛮社の獄（一八三四年）で捕縛、天馬町の獄に収監されたが逃獄。当時の西洋事情を世に知らせるため、日本全国を逃亡。一八五〇年、自刃した。「維新」一八年前のことである。

本書の特徴は長英と向坂が同一の人物であるかのように百年余のタイムラグがあるにもかかわらず描かれていることだ。向坂の獄中生活、そして没後の文庫の整理、社会主義

協会出版物としては異色。吉村昭の『長英逃亡』、大佛次郎の『天皇の世紀』、向坂逸郎の諸著作とともにぜひ読んで欲しい本である。

(社会主義協会、千五百円)

◇ 読者からのおたより ◇

今、中東が面白い。今、中東が面白い。気のきいた野次の一つも飛ばしてやろうか。米英仏独の帝国主義が軍事力を繰り出し、上に下への大騒動。宝刀を抜きたくとも抜けず平和の使徒づらした日本帝国主義、せめて金でもだそうかと、約四〇億ドル。エコニミック・アニマル、経済大国、貿易摩擦、国際音痴、世界の孤児等、勲章の重みに耐えきれず、さて次なる衣装は何をまとうか。その昔はファシズム、戦後は経済大国、今や軍事大国日本の顔見世興行だ。自民党が自衛隊海外派遣の音頭をとる。民社がそれに呼応する。金丸が憲法改正をおちあげる。大義名分は国際貢献。タブーに挑戦した奴ほど権力を欲す。「真知子」と社会主義 マルクス・レーニン主義は旧いか。世界を変えようという意欲のないものにとってはたしかに古い。野上弥生子の「真知子」に社会主義を語るくだりがある。今や昔の話ではない。世の中に生活の不安や不正があるかぎり、社会主義は不滅である。

(国労・H)

第四四九号を読んで 「社会通信」第四四九号、全部読みました。グリーンのアンドーラインで染まりました。巻頭言「資本主義の：矛盾の蓄積とその爆発は必至」。中東問題、よく理解できました。駐日イラク大使のインタビュー記事と重なっていました。社会民主主義論「国家の階級柱は今日も健在」。これがよく理解されていない。ソ連共産党のものすごい論議。日本の議会や組合でもこんな論議が欲しいと思う。日本のマスコミ「現象面だけでなく、本質を追いつづける執念を」はまったく同感。滝野さんとお茶でも飲みながら話したい気持ちです。私は青森の組合運動で首切り五回。六回目は撤回できず専従書記に。三十年ほど前の職場の仲間が今でも訪ねてきてくれます。運動の中の信頼は冷めません。

(私鉄労働者OB・K)

事業団闘争のヤマ場 事業団闘争のヤマ場として十二月から来年一月までしつかりと職場、地域から闘いを築り上げるためとにがんばります。

(千葉・S)

「合理化」は組織も破壊 NTT集約合理化で同志がバラバラに強制配転をうけ、事務手続きが遅くなりました。「合理化」は労働者の生首はもろんのこと組織をも破壊するということを、身をもって体験させられました。「通信」の情勢分析と労働者の闘いの交流記事を期待し勇気づけられます。

(NTT・M)

全員、元気でガンバル 私たち音威子府闘争団四八名、地労委命令を守らせる闘いを精一杯とりこんでいます。全員がアルバイトや全国オルグと。JRの仲間も一名、強制配転で上川へ行かされましたが、地労委提訴の準備を含めてがんばっています。生活と闘い、苦しい毎日ですが、何としても元の生活と職場をとりもどすまでがんばり続けます。

(北海道・杉山均)

記事について ソ連の経済体制、日本の民主主義の状況について特集してほしい。

(広島・K)

編集部より どう編集しようか。編集子の楽しみであり、悩みです。ぜひこうした要望、ご批判を寄せてください。